

スマートウォッチの使用について



2024年3月1日より、文京区立スポーツ施設の屋内プールにおいて
利用者の健康増進を図る観点から、以下の条件を満たす場合は

手首着用型ウェアラブルデバイス（通称スマートウォッチ）をご利用することができます。

【ご利用条件】

- ① プール受付にて**毎利用時「スマートウォッチ利用に関する確認書」**に署名すること。
- ② スマートウォッチは**手首装着型・完全防水で非金属性**のものとする。
- ③ スマートウォッチ全体をシリコン製等でできた**クッション性カバーで完全に覆う**こと。
(プラスチック製や金属が付属しているケースの利用は不可)
- ④ **スマートウォッチの操作については、プールサイドのみ**とする。
他利用者の妨げにならぬよう、コース内での操作はご遠慮ください。
- ⑤ **使用できる機能はヘルスケア機能のみ**とする。カメラや通話機能等の使用は禁止とする。
- ⑥ 上記の他、スマートウォッチの使用について、**監視員の指示に従うこと**。